

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十五号

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第二条第四号」を「第二条第一号」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項中「（同項第四号に規定する学習成績が良好であることの要件を満たす者の場合に限る。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第九条第一項中「又は第二項各号」を削り、同条第二項中「又は学習成績」を削る。

別記様式第一号中

「家族の全収入額」や「生計を維持する者の全収入額」に

生活保護受給世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
市町村民税非課税(減免)世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

奨学金を必要とする理由

奨学金を必要とする理由		
-------------	--	--

改める。

別記様式第一号の二中

「家族の全収入額」や「生計を維持する者の全収入額」に

生活保護受給世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
市町村民税非課税(減免)世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

奨学金を必要とする理由

奨学金を必要とする理由		
-------------	--	--

改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。